

意見書

民法の成年年齢引下げに反対です

2017年11月1日

全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 平 岩 敬 一 (横浜)
 弁護士 郷 路 征 記 (札幌)
 弁護士 中 村 周 而 (新潟)
 弁護士 河 田 英 正 (岡山)
事務局長 弁護士 山 口 広

第1 意見の趣旨

当連絡会は、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについて、強く反対します。

第2 意見の理由

1 はじめに

(1) 当連絡会は1987年5月、全国の300名余の弁護士が賛同して結成されました。靈感商法による被害者の救済と新たな被害抑止のため30年余にわたり活動を継続し、2016年12月までに約3万4000人から、被害合計約1182億6000万円の相談について集約し、救済に取り組んできました。

(2) 2015（平成27）年通常国会において、公職選挙法が改正され、選挙年齢が18歳に引き下げられました。そして同法の附則で、民法等の法令の規定について検討し、必要な措置を講ずるとされ、これを受けて、政府は民法の成年年齢を20歳から18歳へ引き下げる方向で検討を進めています。

しかし、民法の成年年齢の引き下げには多くの問題があります。この引き下げがなされますと、若者が靈感商法など宗教的トラブル被害を受けることが増大するのは必至です。現状では、若者がこれらトラブルに遭わないための対策も十分には採られていません。このため当連絡会としては、民法改正による成年年齢引き下げには反対です。

2 18、19歳の若者に対する宗教トラブル被害の拡大が必至

(1) 未成年者取消権の喪失

現行民法では、未成年者が法定代理人（通常は親権者）の同意を得ずに単独で行った契約等の意思表示は、取り消すことができます（民法第5条2項）。

この未成年者取消権は、未成年者が違法・不当な契約を締結することによって被る被害を回避する制度で、悪徳業者や悪質な加害者に対し

て、未成年者を契約の対象にしない抑止力となっています。

しかし、民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合、18歳、19歳の若者がこの取消権を失うことになります。

- (2) 最近、大学の新入生や大学受験生が、カルト的宗教団体からその正体を隠して、また特定宗教団体への勧誘であることさえ知らされないまま、スポーツサークルや大学受験対策・就職活動のための講習などを装って勧誘され、深みにはまって、金銭的被害や学業を阻害される被害を被る例が目立って増えています。とりわけ、SNS等を駆使した巧みな勧誘手口のため、誰にも相談できないまま、しかも自分がカルト的宗教団体の被害を被っていることに気付かないままセミナー受講や物品購入などの契約をしてしまい、誰にも相談する機会がないまま、受験生や大学の新入生が深刻な被害を受けているのです。親元を離れて一人住まいを始めた若者にとって、その勧誘が自分の人生や生活・お金を破壊し、奪われることにならないのかを判断することは決して容易ではありません。勧誘する側は極めて巧妙かつ計画的組織的に一人で住む若者にアプローチしてくるのです。

高卒で社会人になって親元から離れて働き始めた18、19歳の若者たちにも同様の被害が生じています。

- (3) このような18、19歳の若者の被害について、これまでは未成年者取消権や親権者である親の介入で被害を防止したり、早めの対策を講じることができることもありました。しかし、成年年齢が20歳から18歳になると、18、19歳の若者の被害を防止したり、両親が早めに被害拡大を抑止することが困難になりかねません。
- 3 (1) 成年年齢の引き下げを求める平成21年10月28日付の法制審議会の「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書（以下「最終報告書」といいます。）は、成年年齢の引き下げ前に、若者の自立を促す施策や消費者被害の拡大防止のための施策が実施されるべきとしています。そして、消費者に対し、契約の知識・理解度を向上させる消費者教育を充実させるための消費者教育推進法が平成24年12月13日に施行されました。しかし、高等学校では消費者教育推進法の理念に沿った授業が十分に実施されているとは到底言えない現状です。
- (2) 最終報告書は、「現代の若年者の中には、いわゆるニート、フリーター、ひきこもり不登校などの言葉に代表されるような経済的に自立していない者や社会や他人に無関心な者、さらには親から虐待を受けたことにより健康な精神的成長を遂げられず、自傷他害の傾向がある」若者が増加していると記されています。このような現状にあわせて、カルト的宗教による被害多発による若者の人生の危機、家族の絆崩壊の傾向の現実をも認識するべきです。
- 18歳、19歳の若年たちの大部分は学生であり、経済的に自立している者は少数です。就労支援、教育訓練制度、シティズンシップ教育などの支援をした上で、カルトなど悪質な勧誘を断る知恵の修得が不可欠ですが、現状ではこれらの対策が十分に実行されてい

るとは到底言えません。

- (3) また、労働条件の劣悪ないわゆるブラック企業・ブラックバイト等による被害を受けがちな18歳、19歳の未成年者労働者の保護が十分に図られていない現実があります。

4 結語

以上のとおり、民法の成年年齢の引下げについては、様々な現実問題に対処する措置が講じられているとは到底いえない状態です。

当連絡会は、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについては、強く反対致します。

以上